

1-1 市町村税滞納整理スキルアップ支援事業

担当課:税務課、市町村財政課、国民健康保険課
連絡先:024-521-7069

<課題>

- 市町村税の徴収率が向上しない。
- 徴収職員のスキルアップのため滞納案件の処理方針の決定から実際の滞納整理まで一貫したサポートが欲しい。

<支援策>

- 具体的な滞納案件の整理、徴収担当職員向けの研修事業など、対象市町村の現状・課題に対応した支援策を実施。

<効果>

- 担当職員の徴収技術の向上
- 資料・マニュアル等の作成
- 併任による具体的な実務支援
→滞納整理が進むことによる徴収率の向上

<支援策の概要>

事業フローチャート



<到達点例(R6年度実施市町村)>

- A町
・徴収部門へ新規に配属された職員への基礎研修の実施。
・具体的な滞納案件をモデルケースとしての財産調査手法、納税折衝等の研修の実施
→これらを通じた新規徴収担当職員のスキルアップによる自主的な滞納処分の促進
- B市
・支援2年目。高額滞納事案に対して、この事業における併任徴収制度を活用し、同市として初の搜索を実施
→搜索のノウハウの蓄積
- C町
・不動産公売の支援
→差押から公売による換価までのノウハウの蓄積

支援対象となった市町村と事前打ち合わせや支援事業の初期段階を通じて、市町村の現状と課題について共有し、事業全体のスケジュールや到達点を確認した後、実際の支援を実施。

・県税務課、各地方振興局 県税部、国保税徴収アドバイザー等が対象市町村を訪問し支援を実施

市町村の状況や到達目標によっては、2ヶ年度に渡る支援も行います。

市町村の課題に沿った実務支援・研修 ※必要に応じて併任徴収を併せて実施。

当該年度の到達点

- 市町村税の滞納案件について、県職員・国保税徴収アドバイザーが現状・課題の整理から徴収職員向けの研修、具体的な滞納処分まで一貫してサポートします。
- マニュアルの策定や滞納整理の進捗管理手法、各種研修における資料など、サポート終了後の市町村の滞納整理においても活用できる内容となっています。



支援担当課からのPR

< 課 題 >

- 個人住民税の滞納整理が進まない。
- 徴収困難案件が増加している。

< 支援策 >

- 県が地方税法の規定に基づき、個人住民税の徴収困難案件の徴収権を引き継ぎ、差押等の滞納整理を行います。

< 効 果 >

- 個人住民税の徴収率の向上
- 財政基盤の安定化

< 支援策の概要 >

- ① 申込方法 各県税部からの個別照会の際に申込み（例年6月頃）。年度の途中での申込みも可能
- ② 内 容 個人住民税の滞納案件のうち、高額滞納や自市町村外在住の滞納者など、徴収が困難と思われる案件を一定期間、市町村から徴収権を引き継ぎ、滞納処分（差押、換価等）を中心とした滞納整理を行います。
※課税に関して疑義のある案件、時効による徴収権の消滅間近の案件は除きます。
※引き受けに際しては、個人住民税と併せて徴収される国の森林環境税も含まれます。
- ③ 実 績
（令和5年度）
- | | |
|--------|-----------|
| 引受市町村数 | 31市町村 |
| 引受額 | 225,545千円 |
| 徴収額 | 110,217千円 |

- 個人住民税の徴収困難案件を市町村に代わって県が徴収します。
- 普通徴収分だけではなく、特別徴収分についても引き受けます。
- 引き受けた案件については、財産調査を通じて滞納者の担税力を把握するとともに給与や預貯金等の債権、動産、不動産の差押及び公売等による換価処分を行い滞納税額に充当することにより、滞納額の圧縮を図ります。
- 個人住民税の徴収率の向上に向けてご検討ください。



支援担当課からのPR

<課題>

- 職員の異動などに伴い滞納整理のノウハウが蓄積されていない。
- そのため滞納処分が進まず、徴収率が向上しない

<支援策>

- 県職員が市町村職員の身分を併任し、滞納整理を一緒に行うことで、市町村の滞納整理技術の向上を支援します。

<効果>

- 市町村における徴収技術の向上・蓄積
- 市町村税全般における徴収率の向上

<支援策の概要>

- | | |
|------------------|--|
| ① 申込方法 | 各県税部へ個別相談の上、お申し込みください。 |
| ② 内 容 | 個人住民税のみならず、市町村税全般の滞納整理を支援しています。
預貯金などの債権調査、不動産の差押・公売などを市町村職員の皆様と一緒に取り組み、滞納整理技術の向上とノウハウの蓄積、徴収率の向上に努めます。
※引き受けに際しては、個人住民税と併せて徴収される国の森林環境税も含まれます。 |
| ③ 実 績
(令和5年度) | 令和5年度は「会津地域地方税滞納整理機構」を通じて併任徴収を実施。
併任徴収実施市町村数 13市町村
併任期間 6月1日～3月31日
実施内容 併任職員が担当市町村を訪問し、それぞれの滞納案件について市町村職員と合同で滞納整理を実施。 |

- 県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件と一緒に取り組みます。
- 個人住民税のみならず、固定資産税など市町村税全ての税目が対象となります。
- 一緒に滞納整理に取り組むことで、滞納処分(差押、公売、搜索など)における書類作成やスケジュールの立て方、個別案件の進捗管理方法などのノウハウを蓄積することができます。



支援担当課からのPR